議決通知

十一月十一日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

国家公務員災害補償法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

また、同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

質問主意書転送

十一月十一日次の質問主意書を内閣に転送した。

公的給付におけるステーブルコイン等の活用等に係る問題点に関する質問主意書（石垣のりこ提出）(第二〇号)

個人ＢＳＤ報告書に係る調査についての小泉防衛大臣の発言及び公益通報への対応に関する質問主意書（石垣のりこ提出）(第二一号)

奨学金債務免除の必要性に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）(第二二号)

サイバー攻撃による不正売買が証券市場全体に及ぼす影響と投資家保護に関する質問主意書（石垣のりこ提出）(第二三号)

証券取引所が定める約定取消し制度の法的根拠及びサイバー攻撃による不正注文への同制度の適用に関する質問主意書（石垣のりこ提出）(第二四号)

サイバー攻撃による不正売買に伴う連鎖的な取引及び信用取引の損失処理及び被害者救済に関する質問主意書（石垣のりこ提出）(第二五号)

報告書提出

十一月十一日委員長から次の報告書を提出した。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二号）審査報告書

法律公布奏上及び通知

十一月十一日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律

国家公務員災害補償法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

皇室事項

大綬章等勲章親授式

十一月十日午前十時三十分、宮中において、大綬章等勲章親授式を行われ、奥正之に旭日大綬章を、濵口道成に瑞宝大綬章を、武見敬三及び山本有二に旭日大綬章を、和泉洋人に瑞宝大綬章を、本荘武宏に旭日大綬章を、河野克俊及び西村泰彦に瑞宝大綬章を、宇賀克也、三村申吾、豊田章男、イレーン・エル・チャオ及びファム・ミン・チンに旭日大綬章を授与された。

官庁報告

官庁事項

船員法第百条の十二第一項に規定する登録検査機関の登録

船員法第百条の十二第一項に基づき、次のとおり登録検査機関の登録をしたので、同法第百条の二十八の規定により、公示する。

令和八年十一月十三日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　登録年月日及び登録番号

令和八年十月二十六日　第４号

二　登録検査機関の名称及び住所並びに代表者の氏名

Lloyd's Register Group Limited

71 Fenchurch Street, London, EC3M 4BS, United Kingdom

Nick Brown

三　検査を行う事業所の名称及び所在地

名称	所在地
横浜ポート事務所	神奈川県横浜市西区みなとみらい２丁目３番１号　クイーンズタワーＡ10階
神戸事務所	兵庫県神戸市中央区小野柄通４丁目１番22号　アーバンエース三宮ビル９階
長崎事務所	長崎県長崎市元船町９番18号　長崎ＢｉｚＰＯＲＴ２階

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人徳田薫は願により公証人を免ぜられた。

菊池和史は公証人に任命され、東京法務局所属公証人徳田薫の後任を命ぜられた。(以上十月三十日)

岐阜地方法務局所属公証人加藤直人は願により公証人を免ぜられた。(十月三十一日)

千葉地方法務局所属公証人住川洋英は願により公証人を免ぜられた。

辻好隆は公証人に任命され、千葉地方法務局所属公証人住川洋英の後任を命ぜられた。(以上十一月一日)(法務省)

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

青森労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県鉄鋼業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年11月13日

青森労働局長　角井　伸一

第４号中「１時間1,109円」を「１時間1,161円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月21日から効力を生ずる。

青森労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年11月13日

青森労働局長　角井　伸一

第４号中「１時間1,045円」を「１時間1,100円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月21日から効力を生ずる。